

学校いじめ防止対策基本方針

令和6年度 奥出雲町立高尾小学校

高尾小 いじめ防止に関わる基本方針

いじめは、人として決して許されない行為です。しかし、どの学級でも、どの児童にも起こりうる。

学校教育目標に基づき、下記の理念を尊重して教育委員会や家庭、地域と一体となっていじめの未然防止・早期発見・早期対応に継続して取り組んでいきます。

基本理念

- ・いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こりうる、全ての子どもに関係する問題である。
- ・いじめは子どもの尊厳を脅かす重大な人権侵害であり、心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。
- ・いじめは、教師の児童観や指導のあり方が問われる学校の問題である。

※「いじめ」とは

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

学校教育目標

広い視野をもち 夢と誇りを胸に
高尾と生きる児童の育成
～自律と貢献～

《目指す子ども像》

- ・たくましく体をきたえる子〔体〕
 - ・かしこく知恵を働かせる子〔知〕
 - ・おおきな心で受けとめる子〔徳〕
- 自律：自ら判断して実行する力
貢献：人のために行動できる力

生徒指導でめざす児童の姿

- ・めあてをもって学習や生活に取り組み、その実現に向けて努力する姿
- ・人の心の痛みがわかり、思慮ある行動で人に接していく姿
- ・人と手を携えて行う活動に取り組み、連帯感に満ちた生活をしていく姿
- ・健康安全に対する自己管理能力を高め、節度ある生活態度をめざす姿

しまね教育魅力化ビジョン

ふるさと島根を学びの原点に
未来にはばたく心豊かな人づくり

高尾小生徒指導基本方針

○生徒指導の進め方を全職員で共有し、全職員で実行する。

○児童一人ひとりの特性、今の状況を正確にとらまえ、ベストな支援に徹する

○児童と教師の心のふれ合いを重視する。

重点目標

- 望ましい生活習慣づくり
- お互いを認め合い、共に磨き合う人間関係の育成。
- 集団生活（他校との交流活動含む）の中で、決まりや約束を守る態度を育てる。
- 自分で考え、行動する態度を育てる。

【生徒指導体制：生徒指導主任】

- ・小規模校のよさをいかした生徒指導体制
子どもの変化、子どもについての気づきを
⇒いつでも、どこでも、だれにもすぐに連絡。そして、共有。
[サポート]保健指導員、SC、SSW
保護者代表（PTA会長）、地域代表（教育振興会会長）
- ・家庭訪問、保護者面談（随時）
- ・校内支援会議（子どもを語る会）（定期と随時で）
- ・サポート会議（町教委・児童相談所等と連携 随時）

校内体制（統括：教頭）

【教育相談体制】

- ・教育相談週間
（年1回：必要に応じて随時）
- ・SC相談日（年5回）
- ・アンケートQ-U（6月上旬、11月下旬）
- ・SC、SSW、保健指導員との連携

【特別支援教育推進体制】

- 子どもの状況に応じた支援の検討・実施
- ・個に合った学習形態による授業
 - ・特別支援学級との交流学习・理解啓発
 - ・通級指導教室利用
 - ・諸検査の活用
 - ・関係機関連携（随時）

連 携（主なもの）

【家庭・PTA・地域との連携】

- ・学習公開日・PTA親子活動・親子運動会・高尾っ子祭り・にこにこ寄席
- ・やま子会・PTA広報・PTA各部の活動参加・学校だよりの全戸配布・ブログの発信

研 修（主なもの）

- ・子どもを語る会（月1回の定期開催）
- ・生徒指導研修会
- ・人権集会（年1回）
- ・いじめに関わる校内研修会、職員アンケート（随時）

いじめの未然防止のための取組

全教職員が愛情をもち、児童一人一人の自尊感情を育て、いじめを生まない風土づくりに取り組む。

1. 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間作り
 - ・対話を取り入れた「わかりあう授業」づくり
 - ・異学年交流による仲間づくり
 - ・学習や学校行事における一人一人の成長やよさの自覚を促す指導の推進
 - ・全校で取り組むにこにこ寄席、スーパーホッケー輪車、ダンスなどを通じて連帯感の育成
2. 命や人権を尊重し、豊かな心を育てる
 - ・人権教育の充実（人権週間、人権同和教育に関する授業の公開）
 - ・道徳教育の充実（道徳科）
 - ・体験活動の充実（総合的な学習の時間）
 - ・福祉教育の充実
 - ・特別な支援を要する児童に係わる理解教育

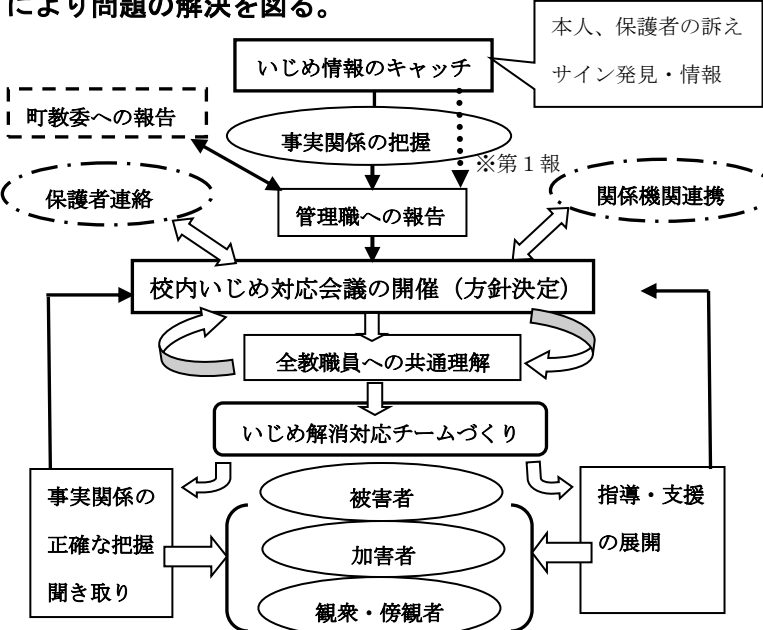
いじめの早期発見

日頃から教職員と児童との信頼関係の構築に努め、小さな変化を敏感に察知し、児童や学級の様子を随時に把握することに努める。

1. 日々の観察
 - ・健康観察や授業、休憩、給食、清掃、放課後等での児童の様子に目を配る。
2. 日記等による交流
 - ・日記や作文などの記載から児童の様子をつかむ。気になる点は迅速に対応する。
3. 子どもを語る会
 - ・月1回の定期開催に努め、学習面、生活面、生徒指導面などあらゆる角度から子ども理解に努め、今後の支援を考える。
4. 全職員での共有
 - ・子どもに関わる全ての情報を全職員で共有する。

いじめの早期対応

いじめられた児童に非はないという認識に立ち、迅速に適切な対応を進める。学校の問題としてとらえ、組織的な対応により問題の解決を図る。



重大事態への対応

いじめにより重大事態が発生した場合はその収束と、同種の事態の発生を防止するため、速やかに教育委員会と連携し対応を進める。

（別紙チャート図参照）

重大事態

- ①生徒が自殺を企図した場合
- ②身体に重大な傷害を負った場合
- ③金品等に重大な被害を被った場合
- ④精神性の疾患を発症した場合
- ⑤相当期間（年間30日目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合

※児童生徒・保護者から重大事態に至ったという申立てがあったときには、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。